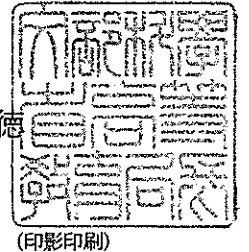




元文科高第340号
令和元年8月22日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳



(印影印刷)

大学入学のための準備教育を行う課程の指定等について（通知）

外国において学校教育を受けた者の我が国の大学への入学資格については、外国において学校教育における12年の課程を修了したことを要件としていますが、中等教育の課程の修了まで12年を要しない国については文部科学大臣が指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を修了した者に対し、大学入学資格が与えられます。

このたび、下記のとおり、新たに準備教育課程を指定するとともに、既に指定されている準備教育課程の名称変更を行いました（別添1）。については、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお御参考までに、今回の告示による改正後の我が国の大学に入学するための準備教育課程を行う課程を定める告示（平成22年文部科学省告示第29号）、参照条文をそれぞれ別添2及び3として掲載しますので、併せて御利用ください。

記

1. 新たに指定した準備教育課程
 - ・ ARC東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース
2. 既に指定されている準備教育課程の名称変更
 - ・ (旧) 東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程1年6ヶ月コース
 - ・ (新) 東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程1年6か月コース

本件担当 文部科学省高等教育局
大学振興課法規係(内線2493)
学生・留学生課留学生交流室留学交流支援係(内線3028)
電話(代表): 03(5253)4111

○文部科学省告示第五十七号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月二十二日

文部科学大臣 柴山 昌彦

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

準備教育課程の名称	位置	適用開始日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備課程2年コース及び進学準備課程1年6か月コース	埼玉県さいたま市	平成二十三年四月一日
A R C 東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース	東京都文京区	平成三十一年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6ヶ月コース	東京都中央区	平成二十八年四月一日
東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6か月コース	東京都中央区	平成二十九年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕

改正前

準備教育課程の名称	位置	適用開始日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備課程2年コース及び進学準備課程1年6か月コース	埼玉県さいたま市	平成二十三年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
東京ギャラクシー日本語学校準備教育課程2年コース及び準備教育課程1年6ヶ月コース	東京都中央区	平成二十八年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○文部科学省告示第二十九号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成十八年文部省告示第一号）の全部を改正する告示を定める。

平成二十二年二月二十四日

文部科学大臣 川端 達夫

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号に規定する我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程として次の表の上欄に掲げるものを指定し、それぞれ同表の下欄に掲げる日以降に入学する者の準備教育について適用する。

準備教育課程の名称	位置	適用開始日
東京外国語大学留学生日本語教育センター 学部留学生準備教育課程	東京都府中市	平成十二年四月一日
大阪外国語大学留学生日本語教育センター	大阪府箕面市	平成十二年四月一日

学部留学生準備教育課程			
大阪外国語大学日本語日本文化教育センター ー学部留学生準備教育課程	大阪府箕面市	平成十八年四月一日	
大阪大学日本語日本文化教育センターー学部 留学生準備教育課程	大阪府箕面市	平成十九年十月一日	
拓殖大学言語文化研究所附属日本語研修セ ンターー準備教育課程	東京都文京区	平成十二年四月一日	
拓殖大学日本語学校準備教育課程	東京都文京区	平成十五年四月一日	
京都コンピュータ学院鴨川校京都日本語研 修センターー進学準備1年コース及び進学準 備1年半コース	京都府京都市	平成十三年四月一日	
大阪YMCA学院日本語学科1年コース、 日本語学科1年半コース及び日本語学科2 年コース	大阪府大阪市	平成十八年四月一日	
大阪YMCA学院総合日本語1年コース、 総合日本語1年半コース及び総合日本語2	大阪府大阪市	平成二十一年四月一日	

年コース	環球日本語学習院日本語科進学準備2年コース	宮城県仙台市	平成二十三年四月一日
環球日本語学習院進学特別課程2年コース及び進学特別課程1年半コース	宮城県仙台市	平成二十六年四月一日	
セントメリー日本語学院準備教育課程Aコース及び準備教育課程Bコース	栃木県宇都宮市	平成二十五年四月一日	
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備1年課程及び進学準備1年半課程	埼玉県さいたま市	平成十六年四月一日	
学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院進学準備2年課程及び進学準備1年半課程	埼玉県さいたま市	平成十九年四月一日	
6か月コース	埼玉県さいたま市	平成二十三年四月一日	
ARC東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース	東京都文京区	平成三十一年四月一日	

<p>大原日本語学院準備教育課程1年コース及び1年半コース</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>平成二十七年四月一日</p>
<p>学校法人新井学園赤門会日本語学校本校大 学進学のための準備教育2年コース及び大 学進学のための準備教育1.5年コース</p>	<p>東京都荒川区</p>	<p>平成十九年四月一日</p>
<p>カルチャー・アンド・ランゲージ・センタ ー日本語学校日本語学科1、日本語学科2 及び日本語学科3</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成十三年四月一日</p>
<p>KCP地球市民日本語学校特別進学課程2 年コース及び1年半コース</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成二十年四月一日</p>
<p>国際学友会日本語学校進学課程1年コース 及び進学課程1年半コース</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>
<p>日本学生支援機構東京日本語教育センター 進学課程1年コース及び進学課程1年半コ ース</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成十六年四月一日</p>
<p>財団法人言語文化研究所附属東京日本語学</p>	<p>東京都渋谷区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>

<p>校進学科1年コース、進学科1年半コース及び進学科2年コース</p>		
<p>学校法人長沼スクール東京日本語学校進学科1年コース、進学科1年半コース及び進学科2年コース</p>	<p>東京都渋谷区</p>	<p>平成二十一年四月一日</p>
<p>淑徳日本語学校大学進学課程A及び大学進学課程B</p>	<p>東京都板橋区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>
<p>新宿日本語学校日本語学科1、日本語学科2及び日本語学科3</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>
<p>ジェット日本語学校日本語進学科A及び日本語進学科B</p>	<p>東京都北区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>
<p>千駄ヶ谷日本語学校日本語学科I部準備教育課程2年コース、日本語学科I部準備教育課程1年6ヶ月コース、日本語学科II部準備教育課程2年コース及び日本語学科II部準備教育課程1年6ヶ月コース</p>	<p>東京都豊島区</p>	<p>平成十八年四月一日</p>

<p>千駄ヶ谷日本語学校日本語学科Ⅰ部準備教育課程 2年コース、日本語学科Ⅰ部準備教育課程 1年6ヶ月コース、日本語学科Ⅱ部準備教育課程 2年コース及び日本語学科Ⅱ部準備教育課程 1年6ヶ月コース</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>
<p>東京ギヤラクシー日本語学校準備教育課程 2年コース及び準備教育課程 1年6ヶ月コース</p>	<p>東京都中央区</p>	<p>平成二十八年四月一日</p>
<p>東京ギヤラクシー日本語学校準備教育課程 2年コース及び準備教育課程 1年6ヶ月コース</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成二十九年四月一日</p>
<p>東京工科大学附属日本語学校大学準備教育 2年コース</p>	<p>東京都大田区</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>
<p>東京国際大学付属日本語学校準備教育課程 A学科及び準備教育課程 B学科</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>平成十四年四月一日</p>

東京国際大学付属日本語学校準備教育課程 4月コース及び準備教育課程10月コース	東京都新宿区	平成二十五年四月一日
メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程及び日本語総合準備教育1年6ヶ月課程	東京都豊島区	平成二十六年四月一日
メロス言語学院日本語総合準備教育2年課程、日本語総合準備教育1年6ヶ月課程及び日本語総合準備教育1年課程	東京都豊島区	平成二十八年四月一日
山野日本語学校大学進学予備教育1年コース及び大学進学予備教育1年半コース	東京都渋谷区	平成十二年四月一日
山野日本語学校大学進学準備教育1年コース及び大学進学準備教育1年半コース	東京都渋谷区	平成十五年四月一日
国際ことば学院大学進学コース	静岡県静岡市	平成十四年四月一日
国際ことば学院日本語学校大学進学コース	静岡県静岡市	平成二十年四月一日
静岡日本語教育センター進学特別課程	静岡県静岡市	平成十五年四月一日
学校法人育英館関西語言学院進学準備教育	京都府京都市	平成二十五年四月一日

1年半コース及び進学準備教育1年コース		
関西国際学友会日本語学校本科課程1年コース及び本科課程1年半コース	大阪府大阪市	平成十二年四月一日
日本学生支援機構大阪日本語教育センター本科課程1年コース及び本科課程1年半コース	大阪府大阪市	平成十六年四月一日
日本学生支援機構大阪日本語教育センター進学課程1年コース及び進学課程1年半コース	大阪府大阪市	平成二十年四月一日
英数学館岡山校日本語科大学進学準備1年半コース	岡山県岡山市	平成十四年四月一日
九州英数学館国際言語学院日本語学科大学進学準備コース	福岡県福岡市	平成十二年四月一日
九州英数学館国際言語学院日本語学科大学	福岡県福岡市	平成十三年四月一日

<p>進学準備1.5年コース及び日本語学科大学進学準備2年コース</p>		
<p>財団法人アジア学生文化協会留學生日本語コース大学進学準備1年課程及び留學生日本語コース大学進学準備1.5年課程</p>	<p>東京都文京区</p>	<p>平成十二年四月一日</p>
<p>公益財団法人アジア学生文化協会留學生日本語コース大学進学準備1年課程及び留學生日本語コース大学進学準備1.5年課程</p>	<p>東京都文京区</p>	<p>平成二十六年四月一日</p>
<p>帝京マレーシア日本語学院日本留学準備教育課程15カ月コース、日本留学準備教育課程18カ月コース及び日本留学準備教育課程20カ月コース</p>	<p>マレーシアクアラルンプール</p>	<p>平成十六年四月一日</p>
<p>帝京マレーシア日本語学院日本留学準備教育課程12カ月コース、日本留学準備教育課程18カ月コース及び日本留学準備教育課程20カ月コース</p>	<p>マレーシアクアラルンプール</p>	<p>平成十九年一月一日</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十日 文部科学省告示第六十二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十八日 文部科学省告示第百七十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一月三十日 文部科学省告示第十三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年一月二十八日 文部科学省告示第十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

【参照条文】

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 （略）

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第150条 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二～七 （略）

○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）（抄）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。（略）

一 （略）

二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了したもの

三 （略）

別表第一～第二 （略）